

資格確認書の一括発行について

令和7年6月17日

1. 目的

令和 6 年12月 2 日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長 1 年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和 7 年12月 2 日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和 7 年12月 1 日までに交付する必要があります。

（令和 6 年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、健康保険証を保有している令和 6 年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和 7 年12月1日までに資格確認書を送付します。

2. 実施概要

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当） ※法3-2被保険者を除きます。
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬（予定）
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

※送付対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬にお送りいたします。

個人宛送付用

同封物

【個人情報保護シール】

意思表示権保護シール このシールは、譲渡者の意思表示権に記入し上乗せし、上乗せ付与して使用することができます。 このシールは、一度はがすと無効となります。	意思表示権保護シール このシールは、譲渡者の意思表示権に記入し上乗せし、上乗せ付与して使用することができます。 このシールは、一度はがすと無効となります。
意思表示権保護シール このシールは、譲渡者の意思表示権に記入し上乗せし、上乗せ付与して使用することができます。 このシールは、一度はがすと無効となります。	意思表示権保護シール このシールは、譲渡者の意思表示権に記入し上乗せし、上乗せ付与して使用することができます。 このシールは、一度はがすと無効となります。

【返信用封筒】

[illegible]

1



個人宛送付用との変更箇所

- ① 不着対応の送付物については、事業所様宛に送付するため、事業所様において被保険者様に配付できるよう「記号」、「番号」、「被保険者氏名」を記載します。
- なお、被扶養者様分の場合についても、被保険者様に配付していただくため、被保険者氏名のみを記載します。

同封物

【説明用チラシ】

【個人情報保護シール】

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りします

令和7年12月2日よりお持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方は医療機関を受診する際には資格確認書が必要です。

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合にも、医療機関等へマイナ保険証を提示することで、これまでと同等の医療サービスを受けることができます。

- ・マイナ保険証をお持ちでない場合はこちらになります。
- ・マイナ保険カードをお持ちでない場合はこちらでマイナカードを申請していただく必要があります。
- ・マイナ保険カードをお持ちでない場合はこちらでマイナカードを申請していただく必要があります。
- ・マイナ保険カードをお持ちでない場合はこちらでマイナカードを申請していただく必要があります。

対象者

現在、健康保険をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であり、令和7年12月31日においてマイナ保険証をお持ちでない方です。

Q なぜおなじみの市の資格確認書なのか？

A 健康保険マイナ保険証をお持ちでない方は、おなじみの市の資格確認書が必要となります。なお、お持ちのマイナ保険証が有効な場合は、資格の取得に対して対応していただきます。

Q 健康保険証を持っているが新たに届いた。どうやをえんはいるの？

A 健康保険の申し込み完了後、マイナ保険証が届くまで、おなじみの市の資格確認書が必要となります。おなじみの市の資格確認書が届いたら、マイナ保険証と併せて医療機関に提出してください。

Q どう持っている健康保険証はどうしたらいいの？

A 令和7年12月31日までマイナ保険証が使用できますが、令和7年12月31日以後はマイナ保険証が使用できなくなる可能性があります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、マイナ保険カードを申請してください。

なお、令和7年12月31日までマイナ保険証が使用できる方でも、マイナ保険カードを申請していただく必要があります。（マイナ保険カードを申請していただく場合は、マイナ保険カードの発行手数料がかかります。）

！

マイナ保険証をお持ちでない場合は、マイナ保険カードを申請してください。

マイナ保険カードをお持ちでない場合は、マイナ保険カードを申請してください。

マイナ保険カードをお持ちでない場合は、マイナ保険カードを申請してください。

マイナ保険証をお持ちでない場合は、マイナ保険カードを申請してください。

マイナ保険カードをお持ちでない場合は、マイナ保険カードを申請してください。

マイナ保険カードをお持ちでない場合は、マイナ保険カードを申請してください。

意思表示保護シール このシールは、意思表示が有効であることを示し、 法的に効力が発生することになります。 このシールは、一度はがすと無効になります。	意思表示保護シール このシールは、意思表示が有効であることを示し、 法的に効力が発生することになります。 このシールは、一度はがすと無効になります。
意思表示保護シール このシールは、意思表示が有効であることを示し、 法的に効力が発生することになります。 このシールは、一度はがすと無効になります。	意思表示保護シール このシールは、意思表示が有効であることを示し、 法的に効力が発生することになります。 このシールは、一度はがすと無効になります。

【返信用封筒】



3. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出 ▼データ提供		対象者 一覧 送付				
				個人宛に送付 7月下旬～10月下旬（予定）				
					未着後 事業所送付 1ヵ月毎			